QUICKビットコイン指数 行動規範遵守事項

「QUICKビットコイン指数 行動規範遵守事項」は、株式会社QUICKが「QUICKビットコイン指数」を算出・公表するに当たり、証券監督者国際機構(IOSCO)が公表した金融指標に関する原則に準拠し市場や利用者から信頼されることを目的として、参照取引所に選定されるにあたって遵守すべき規範である。

参照取引所は適切に取引データを提供するに当たり、関係法令等の遵守に加え、以下の本行動規範を遵守するものとする。

No.	項目	内容
1	定義に基づく約定情報の提供とデータの透明性確保のための態勢整備	・事前に定めた提供方法により約定情報を提供 ・責任者・担当者等の届出 ・障害発生時を含むデータ修正時に、QUICKとの迅速な連絡を可能とする社内体制の整備 ・定期的なシステムの脆弱性に係る診断等、システムの安定稼働に向けた取り組みの実施
2	利益相反を管理するための 態勢整備	・利益相反※の可能性がある部署(自己売買部門や財務部門等)・従業員による価格データの管理・操作の禁止 ・対象暗号資産および暗号資産ベンチマークを用いた金融商品の保有の制限(禁止、または会社への届出義務等) ※正確かつ適切な価格データの提供と会社・部署・従業員個人との間で利害が相反する状態
3	指標操作を目的とした情報 交換・価格の調整・自己売 買の禁止	・指標操作を目的とした第三者への情報提供、提供価格データの改ざん、自己売買の禁止※ ※ 正当な理由がある場合を除く
4	 約定情報の保存と態勢整備 	・約定関連の価格データの一定期間(5年を想定)の保存 ・QUICKが上記価格データの情報開示を求めた場合の協力
5	交換業者とQUICKおよび関 係者との通信記録の保存	・QUICKおよび関係者との連絡記録(電話を除きメールおよび郵便を含む)の一 定期間(5年を想定)の保存
6	 行動規範遵守のための態 勢構築 	・行動規範の遵守態勢の整備(例:内部監査の実施記録等) ・社内規定等における本行動規範の遵守の定め ・行動規範に関する研修の定期的な実施
7	行動規範の遵守態勢の調 査	・QUICKからの行動規範の遵守に係る照会・調査への協力